

「新車販売実績報告書制度」において報告対象となるエコカーの定義について

京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）に定めがある、自動車販売事業者様の報告対象となる自動車は「普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち型式の指定を受けたものであって、人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの^{*1}」となります。

また、条例で定めるエコカーの定義^{*2}は「① 温室効果ガスを排出しない自動車」及び「② 温室効果ガス排出量が相当程度少ない自動車」としています。

※1 ただし、二輪の自動車及び被けん引自動車を除く。

※2 令和4年度の報告分より「エコカーの定義及び報告書様式」が変更となっています。

＜条例におけるエコカーの定義＞

以下の、①又は②に該当する自動車をエコカーと定める。

① 温室効果ガスを排出しない自動車（次世代自動車）

- ・電気自動車
- ・燃料電池自動車

② 温室効果ガス排出量が相当程度少ない自動車（次世代自動車）

- ・プラグインハイブリッド自動車
- ・天然ガス自動車
- ・ハイブリッド自動車
- ・クリーンディーゼル車
- ・次世代自動車と同等の燃費性能を持った内燃機関自動車（下表参照）

区分	燃料	種別	基準
乗用車	ガソリン、LPG	普通車、小型車、軽自動車	2030年度基準75%
貨物車	ガソリン、軽油	普通自動車又は小型自動車（車両総重量が2.5トン以下）軽自動車	平成27年度燃費基準+15%
		普通自動車又は小型自動車（車両総重量が2.5トン超3.5トン以下）	平成27年度燃費基準+5%